

厚岸町キツネ駆除奨励規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月1日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町キツネ駆除奨励規則の一部を改正する規則

厚岸町キツネ駆除奨励規則（昭和59年厚岸町規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「鳥獣の保護及び適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。